

## 第4回自治基本条例に関する市民懇談会 会議録（要旨）

- 【日 時】 平成26年5月30日（金） 午後7時～午後9時  
【場 所】 市役所 会議棟第3会議室  
【出 席】 10名  
【配布資料】 別紙のとおり  
【内 容】 下記のとおり

### 1 開会

### 2 議題(1)事務局からの説明「東大和市の行政運営の仕組み」について

略

### 議題(2)意見交換

（参加者 A）

住民投票条例についての市の考えは？

（市）

当市は、自治基本条例、常設の住民投票条例のいずれも制定していない。

しかしながら、制度上、要件を整えば住民投票は実施可能である。そうした状況にあることも踏まえ、今後の方針は決めていない。

（参加者 A）

法令に根拠がある事項でも、住民投票のようなものだったら自治基本条例に規定する意味はあると思う。一方で、他に規定の有る事項を再規定するだけであるならば、日本の法体系全てをそうしなければならないと思う。

（参加者 B）

自治基本条例に「住民投票」に関する規定を設ける意義は、「住民投票という手段がある」と強調する意図があるように読み取れる。

（参加者 C）

自治基本条例に住民投票を規定している市は、住民投票条例も制定済か？

(市)

自治基本条例での住民投票は、「住民投票を行う意思がある」や「実施の際は別条例を定める」という例が多く、詳細な手続きを規定している例は少ない。

(参加者 A)

先に住民投票条例を作ってしまうと、そういう書き方も不要になると思う。

(参加者 D)

我々が議論しているのは、既に法律なりが整備されている項目について、市独自で違ったものを形にするということになるのか？

(市)

そういう項目や必要性があるかについても、ご意見を頂きたい。

(参加者 C)

明日、何か事が起きて、住民投票をしようとした場合、出来るのか？

(市)

資料 3、5 ページのとおり、一定の条件を満たせば、住民投票条例の制定を求められ、全国的には、原発や合併の案件で実施例が有る。

近隣の小平市では「都市計画道路に関する住民投票条例」が制定され、都内初の住民投票が行われた。

(参加者 A)

小平市で作られた住民投票条例は、都市計画道路関連に限った条例か？

(参加者 B)

お見込みのとおり、案件を限定した条例で、常設の条例ではない。

そもそも、対象案件を事前に定めることに賛否両論あるため、住民投票条例を常設している例は少ない。

(参加者 C)

住民参加・参画は、突然市が言い始め、資料 3 の項目は、ここ 10 年くらいで新しく始めたこと、出来たものが多いという印象がある。

もし自治基本条例を制定するならば、資料 3 に記載された事項を直していく感じがある。

(参加者 D)

国づくりの方針が、地方に下りていく。ある程度、国の動向を見て行かないと、市独自というのは難しい。

(参加者B)

制定済自治体の条例には、国との対等な関係について触れ、適切な役割分担により、自立した市政運営を行う、という規定例があったが、このような条文がない自治体でも、地方分権が進む中、対等関係を当然とし、自己責任・自己決定で、市民に対して責任を持って、経営していくと理解されているはず。

(参加者C)

制定後、見守りや検証、市長改選時の見直しなどに体力を使うのであれば、もっと実効性のあるものに着手して行く方が効率的であると思う。

市の管理運営のため、あえて法律の規定を複写するならば、むしろ、今あるものを再検証していく方が良いのではないかと思う。

(参加者B)

市では、計画行政を推進しているが、それと連動して、説明・判断する際の基準として、現状・課題を明確にし、予算反映する行政評価に取り組んでいる。

(参加者C)

行政評価を見ると、職員数は変わらないのにやることは増えている。

そうした中、「市民の幸せ」という漠然としたもののために、あえて自治基本条例を作る必要があるのか疑問。

(参加者D)

自治基本条例で市民参加などに興味を持った人がそこから一步入っていく、その意識づくり、きっかけづくりとして作るのではないかと思う。

(参加者E)

自治基本条例が、どうしても必要なものであれば、多摩地域でも7市以上に10市や20市で策定されているはず。そこに理由があると思う。

(参加者B)

条例の拘束力、実行力を如何に担保するかについては、難しい。

実行力の担保として、罰則が考えられるが、自治基本条例に罰則規定を設けるべきかというところ、そういう条例ではない。

また、自治基本条例に限らず、条例や規則は、最終的には「問題解決手段の一つとして持つ必要があるのか」という話になると思う。

(参加者C)

他市では、自治基本条例の制定直後は機運も高まるが、選挙の投票率が上がるようなことはない。1年に一回、条例が有ることを広報しても、陳腐化していく状況もある。一時的な効力はあるが、効果を持続するのは難しい。

定期的に必ず見直すのであれば良いと思うが、条例の見直しは簡単ではない。必要性についても、制定済自治体が作った頃と今では状況が違っていると感じる。

（参加者B）

実効性を常に意識しようと思うと、進行管理が必要になるが、自治基本条例や市民憲章など、漠然としたものの進行管理手段は、恐らく無い。

（参加者F）

「屋上屋を重ねるもの」と議会で否決に至る場合もあることを念頭において議論しないとイケない。

（参加者A）

基本構想の法的な位置付けは？

（参加者B）

基本構想の議決が地方自治法に規定された以降、どこの自治体も総合計画を作るようになったが、そこまで市町村を縛るのは如何か？という議論により、条文が廃止された。

これを受け、自治基本条例に位置付けた自治体がある一方、東大和市と同じように議会のルールとして議決事件と定めた自治体の2種類ある。

（参加者F）

本日の資料を一本化して、自治基本条例の中に盛り込むということか？

（市）

本日の資料は、制定済自治体の条例で規定されている項目に係る市の取組みを紹介したもの。仮に条例を作る場合は、あえて他自治体には見られない項目を盛り込むという考え方もあるかも知れない。

（参加者B）

パブリックコメントについて、現在、多くの自治体で実施しているが、根拠がないことから、やめてしまうことも可能。自治基本条例に規定することで、そこに拘束をかける意味はあるかも知れない。ただし、パブリックコメントが、情報公開条例に既定されていれば、それで足りてしまう。

（参加者E）

自治基本条例を策定した場合は、必ず評価しないとイケないのか？

（参加者B）

実効性を担保していても、必要ならば評価すれば良い。

(参加者E)

自治基本条例が有ると無いのとでは全く異なるが、有事に「市には、こういう規定がある」と言えることが良いのか。ただ有れば良い感じでもない。

(参加者B)

実効性という観点では、何らかの拘束をかけたいが、法律以上の負担はかけられない。その意味では、マナー遵守のように「自覚しましょう」とならざるを得ない。それを進行管理できるかということ、多分できないと思う。

(市)

制定済自治体には、条例制定後の状況を市民の代表が検証していく、という条文も見られるが、【できる規定】の進捗など、具体的な検証は非常に難しい。

(参加者F)

自治基本条例を作るのであれば、住民たちが、すべからく自治会に加入して活性化する、といった条文があってもいいと思う。

(参加者B)

自治会加入を条文に書くのであれば、制定済自治体の例にあるように「自らの責任と役割を自覚し…」というところから入らざるを得ない。

市民協働の視点では、最低限、市側の働きかけの基本的ルールを決めておくことと整理することになるのであろう。

(参加者A)

自治会補助金は、自治会活動活発化が趣旨であると思うが、参加しなければならぬ根拠法令は無いと思う。

(参加者F)

資料3「目的・原理・原則」の「市民活動等の保証」が、自治会中心であるとすると、ここで保証されるのは、市民の3～4割程度。

(参加者B)

多々参加する人が居る一方、全く参加しない人も見受けられる。若い人は、個人の生活や時間を大事にする方向にシフトしており、世代的な特徴であろう。

(市)

制定済自治体の条例では、市民に市政参加する権利が有る一方、参加しないことによって不利益な扱いを受けないとしているものや、市民活動をするのも出来る一方、しないことも選択できる、としている例がある。

(参加者C)

自分自身“ゆるやかな連帯”が好きなので、あまり縛られたくないのが本音。  
自治会については、自分には関係ないという気持ちもある。まわりも同様に自治会から脱退したい話も良く耳にする。  
世代にもよるが、ゆるやかな連帯もありではないかと思う。

(参加者D)

自分自身も、諸々加入しつつも、望まないものには出たくないのが本音。

(参加者C)

何かことが起きたら、皆で集まって解決したいという気持ちはあるが、常に参加するという気持ちまでは、あまりない。

(参加者B)

それが、地方自治のシンプルな考え方である。

(参加者G)

一般市民の限られた力では、どうにもならない時のために、やはり自治会は大事だと思う。その時に自治基本条例があれば、安心感もあり助かると思う。  
自治基本条例については、市では、どういう立場なのか。

(市)

現時点において、市では、条例制定ありき、とは捉えていない。  
市にとって必要と思うか、あるいは必要な場合の進め方等について、ご意見を伺いたい。懇談は、「条例を作る、作らない」をまとめて貰う趣旨ではない。意見交換する中で、各参加者の思いや意見をお示しいただき、それを参考に、方向性を判断したい。

(参加者G)

市民の関心を探れば、まちづくりのために必要なものも分かると思う。

(参加者A)

自治会の必要性は周知されているため、出来る規定では意味がない。一方で拘束力をもった全員参加は、やり過ぎ。その中間が良い。夢や希望ではなく、市のあるべき、望ましい姿を規定することが、市民の願うまちづくりだと思う。

(参加者F)

自治会加入率の低下を止める啓蒙活動をしつつ、いかに自治会に参加してもらうかが課題だが、勧誘するとメリットを求める。地域活性化等のため、自ら住民として何ができるか考えて欲しい、と説明しても理解が得られない。

(参加者G)

60代くらいになると分かってくると思うが、若い人たちはそこまで考えられないのであろう。

(参加者C)

実は、自治会等のネットワークを事前に構築しておかないと、有事には対応できない。これを拒むのは、若い世代の有る意味「浅知恵」で、経験が少ないためであるが、その経験を上の年代が、どう伝えていくのかが課題だと思う。

(参加者B)

多くの人が必要と潜在的に思うことは、個々それぞれの状況にあった仕組みが現に作られている。一方で、作られていないもののサポートが課題となるがそれを自治基本条例にどのように記述できるか、逆に難しい。

(参加者C)

内容を知れば知るほど、自治基本条例は必要ないと思ってきている。  
自治基本条例を作りたい、という人の意見を聞き、何かを見つけたい。

(参加者B)

資料3を見て気が付くと思うが、市にはこういう仕組みが既にある。  
今日、認識されたことがあるとすれば、今ある仕組みをPRするという事については、市は、随分欠けていたのかもしれない。

(参加者C)

世の中の情報量が多すぎて、わざわざ、その中で一つの情報を取りには行かない。余分な情報は取らない。そして、コミュニティの関係はしなくても良い、という時代になってしまったとも思う。広報の障壁として難しい。

(参加者D)

災害が多い地域では、互いに協力し合う風潮がある。一方、当市周辺地域は災害が少なく、周囲の連携意識が低い。特に若い人は、先代から伝えていないため、離れていっている。恐らく、いかに広報しても、分からないであろう。

3年前、千年に一度の震災が起きたにもかかわらず、経過とともに風化して、地域活動を考えない。その辺は、人間の愚かさだと思う。

(参加者B)

本当に成果を出さなければいけないのは、着実に積み上げ、実現させる行政課題。それは、やはり総合計画を基本とすることであり、予算という裏付けを担保しながら、実現させていく。あるいは、条例という手段を取るのであれば、ペナルティまで付けて効果を担保していく必要がある。

(参加者G)

今、何が必要で、魅力あるまちに繋がるのか、市民の声を聞く必要がある。それを大きな課題として受け止め、自治基本条例を組み立てていくべき。

広く浅くではなく、中心になる取組みを行政が示せば、市民も耳を傾ける。

(市)

これまでの懇談で、市は、本当の意味での情報発信が出来ていない、というご意見を頂いており、そうした部分は、今後の課題であると認識している。

(参加者G)

まちづくりにおいて、高齢者の問題は切り離すことができない課題になる。

(参加者B)

高齢者福祉については、高齢化率が上がれば、自動的に経費が増えて行く。増えた経費を賄うために、どの分野を切り詰めるかは、経営として首長に案を考える役割があって、実行するしないを決める役割が、議会にある。

(参加者G)

協働について意識が高い人は、集まる。予算の面は、難しい問題だが。

(参加者B)

予算上大変なのは、実は市ではなく市民。税金を上げることはできないので、今あるサービスを誰かに我慢して貰わないと新しいことはできない。

(参加者G)

今あるサービスを見直すとすれば、高齢者福祉に充てることが可能では。

(参加者B)

高齢者分野で新しいことをやる必要がある時は、その分野の中で再構築できるプランを作る。単純な結論ではなく、現状を踏まえ、どういう考えの元での選択なのか、ということの説明道具として、市は行政評価に取り組んでいる。

(参加者D)

高齢者への対応は、時代とともに、国の動向如何で変わってくる。

(参加者C)

行財政が厳しい中、最終的には、日本国民全員が普段お金を貰って働く仕事とともに、福祉のみならず地方自治のボランティアをやる時代がくると思う。



(参加者G)

市が、ボランティアを上手く活用する仕組みを作れば、軌道に乗ると思う。予算も省けるものは、省いて良いと思う。本当に困っている高齢者もいるが、一律に敬老金を給付する必要が有るのか疑問である。高齢者への敬老金はどのくらい予算がついているのか？

(市)

数年前の敬老金は、数千万単位の予算であったが、行政改革の取組みなどにより、現在は500万円くらいに減額している。一方「受領した敬老金を孫にあげる」と涙ながらに市に感謝してくださる方がいるのも事実。

全体を考えて事業を展開していく必要があり、市では、常に色々な角度から見直すため、施策評価や外部評価の本格実施に取り組んでいる。

そうした中、時間もかかるが結果的に良い物が作られれば良いという視点で、こういう場を設け、皆さんの意見をお聞きしながら進めている。

(参加者B)

これからは、「市は何をしてくれるのか」ではなく「自分が地域に何ができるのか」が重要であり、自治体の特性や自らの地域で出来ること、そして、税金を使ってやることの限界を見極めながらやっていかないと理想的ではない。

### 3 今後の予定

(1) 次回テーマについて

第5回懇談テーマ : 他市で条例策定に携わった方の講演

(2) 次回日程について

第5回自治基本条例に関する市民懇談会

日程 平成26年8月5日(火) 午後7時～

### 4 その他

特記事項なし